

報告第7号

委任専決処分をしたものについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月21日提出

養父市長 広瀬 栄

専決番号	専決年月日	専決事項	内容等
第4号	令和3年9月8日	損害賠償の額を定め和解することについて	(内容) 令和3年6月15日、養父市小城地内で発生した公用車の事故についての物的損害 (損害賠償の額) 229,791円 (過失割合) 市 90% 相手方 10% (相手方) [Redacted]